

地球公共財としての平和価値と日本の平和アイデンティティ

——「戦争する・できる国」から「平和を創る国」へ——

星 野 昭 吉

はじめに——グローバル紛争社会における日本の平和アイデンティティ——

- 1 グローバル紛争社会における平和をめぐる諸問題
- 2 平和・紛争・暴力の概念についての再検討
- 3 グローバル紛争社会における日本の平和アイデンティティ
- 4 地球公共財としての平和価値と日本の課題

はじめに——グローバル紛争社会における日本の平和アイデンティティ——

日本の敗戦から戦後の歴史が七〇年を経過する段階で、日本は、「戦争しない・できない国」から「戦争する・できる国」への道を選択したことで、様々な矛盾や問題を抱えながらも歩んできた「平和国家」日本の根本的な転換期に立っている。現在の安倍政権が主張する「積極的平和主義」とは、事実上の「積極的戦争主義国家」にほかならな

い。「積極的平和主義」という考えや用語は明らかに、平和概念をあいまいなものにするばかりか、その歪曲であり、誤用でもある。「積極的平和主義」は、本質的な平和概念とはまったく反対の戦争概念の別名でしかない。現政権はこれまで「平和国家」日本として、実際にはいくつかの問題を内包しながらも形成してきた平和的条件を自ら否定し、「戦争する・できる普通の国」の再建を積極的に推し進めている。そうした日本の針路の選択は、日本自らの平和や安全を実現し、強化することを困難にするばかりか、世界平和や安全を実現し、維持するために何らかの貢献することもむずかしくする。したがって、そうした日本の針路の選択は事実上、「平和を建設する国」ではなく、「平和を破壊する国」としての日本の針路を再建することにほかならない。

たしかに、今日は、グローバル化の進展・深化とともにグローバル社会が形成されつつある中で、日本が単独での平和や安全を確立することができない、一国平和主義を追求すべきではないことはいうまでもない。グローバル社会においては明らかに、平和の問題それ自体が著しくこれまでのそれとは大きく変容しており、その問題が国家の枠組みを超えてグローバル化し、その問題が多元化・多様化・複合化し、その問題が国内レベルと世界レベルでの相互連動・浸透・構造化し、そしてまた、その問題の解決、低減のための作業を困難なものにしている。当然のことながら、日本のみならずどの国も、一国平和主義をとることはできないし、また、ほかの国がそれをとることを認めることもできない。どの国も、自国の平和や安全のみならず、世界の平和や安全を実現し、維持していくことが求められる。そのためにも、グローバル社会における平和の問題を確実に解決、低減するために、積極的な世界貢献すべきことが必要とされている。それを実現し、維持していくことが求められている。日本はそうした要求に本格的にこたえていくことが、実際に「積極的戦争主義国家」としての「積極的平和主義国家」を日本が選択することを意味し

ない。むしろ、これまでの「平和国家」つまり「戦争しない・できない特別の国」としての日本の再建であり、積極的な世界協力・貢献・責任を果たすべきである。「戦争する・できる普通の国」ではなく、「戦争しない・できない特別の国」を維持・強化することが、そうした目的を実現することにつながる。こうしてみると、日本及び世界社会の平和と安全を実現し、維持し、強化していくためには、今日のグローバル化時代において、平和とは何か、平和の本質と存在意義とはどのようなものなのか、どのような「平和ならざる状態」からの平和か、だれのための平和か、そしてまた、どのような方法や手段で平和を構築することができるのか、などの平和概念の再検討、再構成する作業が何よりも必要となる。

本稿の目的は、平和や安全価値の非両立性の支配するグローバル社会において日本の平和アイデンティティを明らかにし、「平和を創る国」としての「平和国家」再構築の必要・可能条件を探り出すことにある。そのために、1で、グローバル社会における平和をめぐる様々な問題を解明していく。2において、グローバル化時代の平和概念規定に批判的検討を加え、その再構成を試みる。3では、「平和国家」日本のアイデンティティを「戦争しない・できない特別の国」としてよりも、「平和を創る国」として描き出す。4の中で、グローバル化時代の平和の在り方を地球公共財として捉え、その平和財を構築するための日本の課題を抽出していく。

1 グローバル紛争社会における平和をめぐる諸問題

従来の国際社会における平和問題の在り方が、今日、グローバル社会が形成されつつある段階では、大きく変容

していることは当然である。なぜならば、平和問題の在り方を規定する地球的規模での「平和ならざる状態」(紛争状態)が形成され、しかもその状態の拡大再生産が不可避のものとなっているからである。現在の世界では、そのほぼすべての地域、国家、社会、地方、国民、民族集団、社会集団、市民、非(脱)国家主体などを直接的であれ間接的であれ、一つに結び付ける地球的規模でかつ多元的な関係網が形成されている。地域間、国家間、社会間、民族集団などの、また、それらの次元の異なる間での、境界線を横断する政治的・経済的・社会文化的・地球環境的結びつきが、国内社会に住んでいる人びととの生活や生存、運命の在り方に影響を及ぼし、また、それらを根本的に規定しているとみてよい。すなわち、グローバル社会でのすべての生活や活動、現象がグローバルな意味を持っていることを物語っている。問題は、どのような意味内容のグローバル性を持っているかである。この意味内容を条件づけているものが実際には、グローバルな関係網の在り方にほかならない。グローバルで多元的な関係網は、関係当事者にとって相互に求める価値や利益を得ることができるような、好ましい統一的・協動的・秩序的なものと、反対に、関係当事者が相互にあるいは一方で求める価値や利益を充足することができないような、悪しき分裂的・対立的・無秩序的なものからなっている。前者の関係網は、いわば、「平和なる状態」(平和や安全価値の両立的状态)を、そしてまた、後者の関係網は、「平和ならざる状態」(平和や安全価値の非両立的状态)を意味している。後者を、地球益規模の問題群やグローバル紛争群・不安全群、あるいは地球公共悪群などと言い換えることもできる。また、グローバル社会において、前者と後者が著しく非対称の関係にあり、後者が支配的であることが、グローバル社会での平和問題の在り方を本質的かつ基本的に規定している。⁽¹⁾

グローバル平和問題は、どのような特性を持っているのだろうか。第一にまさに、平和問題のグローバル化である。

世界社会で発生し、展開し、発展し、変容しているほぼすべての社会現象や活動が特定の地域、国家、国民、社会、民族集団、市民などに限定されることなく、すべての存在に影響を及ぼし、規定しあう関係が常態化しているところから、平和問題も特定の時空を超えるグローバルな問題となっている。そのため、一定の地域や国家、国民の平和問題はつねに、グローバルな現象や問題とかわりを持つ。すなわち、グローバルな意味を持つことになる。したがって、特定の地域や国家の平和や安全保障問題の解決や低減は、グローバル社会の平和問題の枠組みを考慮することなく実現することは困難となる。例えば、今日では、どの国も一國平和主義をとるかぎり、自国の平和や安全を手に入れることはできない。どのような超大国や大国であれ、単独では自国の平和や安全保障の問題を解決することも低減することもできない。自国の平和や安全価値の充足には、グローバル・レベルでの他国との協力・連携が必要となる。それらの実現には同時に、グローバル社会でのそれらの実現も可能にするような政策や行動様式が要求される。換言するならば、両次元でのそうした求める平和や安全価値の両立的関係が重要となる。

第二のグローバル社会における平和問題の特性は、平和問題それ自体の多元化・多様化・複合化である。これまでの国際社会における平和問題は、戦争をはじめ暴力紛争や軍事的脅威、軍拡競争、軍事化、軍部独裁体制などが中心であった。もちろん、今日でもそうした問題は依然として、重要ではあるものの、それ以外に解決すべき平和価値や問題が著しく増大している。そうした多元的な平和価値や問題は不可分に結びついており、また、それらが連動作用しているだけに、平和価値の実現や問題解決・低減をきわめて難しいものになっている。現時点での問題で終わらず、グローバル紛争のリスクは将来にわたって再生産過程を形成することになる。U・ベックが強調するように、「リスクのグローバル化の無視はますますリスクのグローバル化を増大させる」⁽²⁾。また、「二一世紀の主要な国際的分裂は必

ずしも領土的条件によって規定されるものではない。グローバル平和や安定への脅威は、主要な政治的主体の間からよりも、国家内、社会内、文化内での紛争から生じている⁽³⁾。平和や安定への脅威は、国家間にかぎらず、場所を選ばず下から多面的な紛争が発生する。さらに、安全保障価値についても、その脅威は、人間それ自身の問題で終わらず、異種の集合体の生存にも及んでいる。例えば、核戦争や生態系の破壊は、地球上のすべての命あるものの存在を絶滅させる。ある種の集合体のみでなくすべてのそれら（たぐさんの世界）を脅かしている⁽⁴⁾。

こうして、平和価値や問題の多元化・複合化は、グローバルな「平和ならざる状態」や紛争状態、地球的規模の問題群の多元化・複合化という拡大再生産過程を反映している。

第三のグローバル化時代における平和問題の特性として、第一の特性とも関連しているが、グローバル・レベルでの平和価値や問題と国内レベルでのそれらとの間で、明確に二分化できないほどに境界線があいまいなものとなっていることだ。両レベルでの平和価値や問題の在り方が、相互に連動・浸透・構成しあう傾向が常態化している。国内社会レベルでの平和価値や問題がグローバル化し、また同時に、グローバル社会レベルでの平和価値や問題が直接的に間接的に国内化する現象が一般化している。こうした状況は実際に、グローバルな「平和ならざる状態」の形成・展開・変容過程をそのまま反映している。それだけに、自国社会内の平和価値を充足し、また、平和問題を解決するためには、グローバル社会全体にとっての平和価値の充足が可能となるような、また、その平和問題の解決や低減を可能にするような具体的政策や行動をとらねばならない。人びとや国ぐに平和価値や問題をグローバル社会でそれらに結び付け、また、それらの中に適切に位置づけていくことが必要となる。そうした条件に因應する試みの一つが混合平和の枠組みの設定である。例えば、権力と権威とに依存する平和の混合形態は、地方・国際規範や制度、法、

権利、必要条件と利益の間での共通主観的調整を示している。⁽⁵⁾別のものによると、混合平和の形態は、一方の、国際的規範や利益と、他方の、地方の行動主体とアイデンティティの間の並置を示しているもの、地方規範から出現する重要な正当性を持つている。すなわち、上からの力よりも下からの内発的力を重視する積極的混合平和形態を強調する。⁽⁶⁾

第四の、平和価値や問題の在り方の特性は、平和価値や問題と軍事力や暴力紛争との関係が大きく変容したことである。一方で、平和や安全価値の実現や維持にとつて軍事力の地位や機能がますます低下していながらも、他方で、高いレベルで軍事力が依然として維持・強化されており、平和価値や問題の在り方を規定している、というジレンマが存在していることが重要な意味を持つている。そうしたジレンマをどう理解したらいいのだろうか。グローバル社会において「平和ならざる紛争状態」の形成、それらの多元化・複合化、国内紛争状態とグローバル紛争状態との相互運動・浸透・構造化そしてまた、核をはじめとする大量破壊兵器の出現でそれらを容易に使用できなくなったこと、などの諸条件によって、軍事力はもはやこれまで果たしてきた平和や安全価値配分決定の重要な手段としての地位を維持することも、有効な機能を果たすことができなくなっている。核兵器のみならず軍事力はこれまで、他国からの侵略や攻撃を抑止する機能を持つているとして、軍事力の所有とその拡大は正当化されてきた。各国の政策決定者や軍部は、「戦争を防ぐには、戦争に備えよ」あるいは「戦争は政治の一手段である」として、軍事力を所有し、また、軍事力の拡大を競争し、さらに最後は戦争することを正当化してきた。実際に、近代の国際政治史の中で、戦争が合法化されてきた。また、軍事力は平和や安全価値だけではなく、その他の目的や国家利益を実現するためにも最も重要な手段として、軍事力それ自体の所有が目的化されてきた。

しかし、事実上、異常なほどの破壊力を持つ核や近代兵器は、抑止機能以外には簡単に使用できなくなったばかりか、その行使は一般に、容易には目的を実現できなくなつたし、また、自国の平和や安全を保障するどころか、かえって大きなリスクと高いコストを払わざるを得なくなつた。これまでとは異なり今日では、軍事力の所有性≡使用性≡有用性という等式は成り立たなくなっている。そのことは、ベトナム戦争でのアメリカの失敗、アフガンにおけるソ連の軍事行動の失敗、石油戦略の成功、9・11テロ事件の発生、アフガン戦争やイラク戦争の混迷、国内戦争の多発、世界各地でのテロ活動の発生などが証明している。

それにもかかわらず、今日でも、核兵器が大きな抑止機能を持つものとして、核抑止戦略の正当性が強調されている。実際にはその正当性を証明することができないにもかかわらず、ほぼすべての国家は事実上、核抑止戦略を採用している。その戦略を中心に軍拡競争が止むことなく進展している。世界軍事秩序や世界軍事化体系が形成されている以上、つねに戦争や暴力紛争が発生する可能性が存在している。

第五のグローバル社会における平和価値や問題の特性は、まだまだ不完全で、未成熟な状態ではあるものの、戦争の勃発を防いだり、その発生を低減させる組織や条件が存在していることだ。その一つの条件は、人類意識や地球運命共同体意識、「平和ならざる紛争状態」を解決したり、低減させるという、グローバル・レベルでの共通目標や政策の形成、グローバルな協調体制の模索、そしてまた、それらに基づく共同行動・意識などが存在していることである。地球的規模の問題群の拡大する現実の中で、それらに対する認識の高まりの上に、それら問題群（紛争群）を解決したり、低減する目標、政策、行動などを前提に関係当事者間の協力組織や体制の構築が、グローバル・レベルで試みられている。

その二つ目の条件は、一つ目の条件と関連しているが、国家政府を中心とする関係当事者間の価値配分決定ゲームの様式に新しい要件が表出してきたことである。従来、国家間の平和や安全価値、その他の価値の配分決定をめぐるゲームのルールは典型的には、一方の当事国の価値や利益、能力、目的の獲得は、他方の国のそれらの喪失をもたらずという、条件であった。一方が勝ち、他方が負けるといふ国家間のゲームのルールはつねに、当事国間での価値や利益をめぐる非対称的關係の存在を意味している。この關係の在り方は、高い競争性と排除性からなる私有財の条件に極めて近いものである。厳しい冷戦構造が支配した時代での平和や安全価値をめぐる米ソ關係も、また、豊かな北の国ぐにと貧しい南の国ぐにとの支配—従属關係を意味する南北問題も典型的な「ゼロ—サム・ゲーム」のルールが作用してきたといふことができる。

グローバルな「平和ならざる紛争状態」や地球的規模の問題群が支配するグローバル社会において、自国が求める価値や利益、能力、目的を充足するためには、両者ともがそれらを獲得できるような協調關係を積極的に形成することが必要となるとの認識の上で、両者に新しいゲームのルールが要求される。それが、一方の国の価値や財の獲得と、他方のそれらの獲得とが両立可能となるような、ともに勝つ「非ゼロ—サム・ゲーム」のルールにほかならない。地球的規模の紛争状態、つまり關係当事国間の価値の非両立的状态が存在しているグローバル社会において事実上、自国の求める価値や財などを一方的に自国のみで獲得することが容易ではなくなっている。もしこれまでのように独り勝ちのルールで世界政治ゲームを行うことは、かえって自国も求める価値や財を失うことになるという事態が現実のものになりつつある。そうした認識の高まりは、「非ゼロ—サム・ゲーム」のルールに従うこと⁽⁷⁾によって、重大な喪失、あるいは、より多くの獲得を避けようとするからである。しかし、現実には、「ゼロ—サム・ゲーム」のルール

は、これまでよりも支配的なものではなくなっている、依然として根強く通用していることに注視しなければならぬ。

三つ目の条件は、そうした機能を積極的に遂行する多種多様な非(脱)国家主体の地位と役割の著しい増大である。これまで平和価値や問題の在り方を規定する能力と機能は一方的に、国家がほぼ独占してきた。だが、国家は主権の地位と権力を低下させ、平和や安全の問題を統治したり、解決して、国民に平和や安全価値を十分に提供することが困難となった。今日、どの国家政府も、平和や安全価値をはじめ多様な種類の非両立的な紛争状態を統治・解決するどころか、かえってその紛争状態を維持・拡大する傾向がみられる。グローバル社会においては、国家主権は、モノ、ヒト、カネ、理念、情報、生活スタイル、文化や価値、品物や破壊などの流れに浸食され、規定されている。国家政府は、様々な種類のグローバル社会運動とともに、ますます強力な脱国家的な経済的・政治的主体と争わねばならぬ⁽⁸⁾。そうした動向に対応する形で、大量の非(脱)国家主体が世界政治経済過程に登場し、平和や平和問題の在り方を決定する舞台に参加したり、また、決定過程に影響を及ぼすことになった。多数のNGOや非政府間国際組織、社会運動、市民社会、国内・世界世論などという形をとった脱国家主体が国境を超えてグローバル紛争状態が支配する政治社会空間に広がり、グローバル平和価値の配分決定を独自に、ある場合には、国家や国際組織などと結びつきながら、その過程を展開させる主体の役割を果たしている。それらの非(脱)国家主体は一般的には、国家関係の平和問題についての統治や解決にかかわったり、国家が解決することができない紛争問題、あるいは、従来存在しなかったような新しい戦争・紛争問題の統治や解決を模索することが多い。国家政府がそうした機能や能力を低下させているだけに、非(脱)国家主体の存在と役割は、極めて重要な意味を持っている。しかし、全体的に見れば、非(脱)

国家主体が国家主体に取って代わった地位や機能を果たすことには、限界のあることは認めなければならない。

さらに、四つ目の条件としてあげなければならないことは、国民のアイデンティティの対象の多元化・多様化現象である。これまで国家は一方的に、国民のアイデンティティと忠誠心をほぼ独占してきた。国家政府が、ほぼ平和価値や平和問題の在り方を決定し、それをほぼ無条件で通用させることができたのは、国家にたいする国民のアイデンティティと忠誠心に依存することができたからである。国家が決定した政策に多くの国民が反対したり、抵抗したり、また、否定することなく、国民は一方的に国家の政策や方針に追従してきた。過去においては、国家の命令で、戦争に行けと言われれば、無条件でそれに従わなければならなかった。国家は実際、国家自身の生存や安全のために、戦争に訴え、国民に犠牲を強要してきた。だが、グローバル紛争状態や問題群を国家政府が統治したり、解決したり、あるいは、変革する能力や機能を低下させている中で、国民の要求する平和・安全価値を提供する可能性も、低下させている。国民は、そうした無能な国家へのアイデンティティと忠誠心を向けなくなったり、弱めていくと同時に、人類や地域、民族、階級、社会集団、地方などへとアイデンティティと忠誠心の対象を強めることによって、それらの多元化が急速に進むことになった。

それだけに、グローバル紛争社会において、平和価値や問題の多元化・多様化が大きく進展しているに伴って、国家のための、あるいは国家中心の平和価値や問題の在り方から、国民や多数の非(脱)国家主体のための、あるいは中心の平和価値や問題の在り方へと次第に変容している。アイデンティティと忠誠心の多元化・多様化は実際に、国家のために強制する価値から解放されて、自由に自己のために求める価値や財、目的を追求することができるようになる。だが、そのことは、今日でも、国家主体が依然として、主権や地位、権力を非(脱)国家主体に譲渡してはい

ないことを理解しなければならない。

第五のグローバル社会における平和価値や平和問題の特性は、「平和ならざる状態」としての紛争状態がグローバル化し、悪しき分裂的・対立的・無秩序的關係網、いわば反平和的關係網と、それとは反対に、「平和価値の両立的状態」としての「平和なる状態」を意味する、好ましい統一・協調的・秩序的關係網とが作用しているが、両者の關係が著しく、非対称的なものであることだ。今日のグローバル社会では、前者の「平和ならざる紛争状態」關係網が事実上、後者の「平和なる状態」の關係網より圧倒的な力量を形成している。しかも、両者の非対称性は一層高まっている。たしかに、後者の価値や財の両立状態である「平和なる状態」を構成する平和關係網も増大しているものの、前者の「平和ならざる紛争状態」關係網の拡大に対抗できない。前者は幾何級数的増大であるが、後者は算術級数的増大ではない。すなわち、前者は単なる「平和ならざる紛争状態」の再生産ではなく、その拡大再生産にはかならない。そのために、何よりも重要な課題は、グローバル紛争構造を根本的に変革していくことが可能な変革志向ガバナンスの確立を積極的に構築していかなばならないことだ。

2 平和・紛争・暴力の概念についての再検討

これまで今日のグローバル社会における平和価値や平和問題の特性についてみてきたが、平和価値、平和問題、「平和ならざる状態」「平和なる状態」などの、平和の具体的な意味内容を明示しているとは言えない。そもそも平和とは何か、平和とはどのような意味内容を持つ価値なのか、平和とはどのような状態を意味するのか、平和はどのような

な要件で成り立っているのか、などに明確かつ適切な回答を与えることは著しく困難であることを物語っている。また、平和は、だれの、だれによる、だれのための平和であるのか、などの問いにも妥当な答えを出すことは容易なことではない。それだけに平和概念は本質的に、政治経済環境によって、文化や伝統によって、平和概念や平和価値の内容は異なるものであり、また、あいまいで、可変的で、政治的で、また論争的であることを示している。そのことは、いくつかの理由に起因している。なぜならば、平和概念や平和価値は決して、強固で、不変的な、単一のものでなく、平和概念や平和価値を使用する人びとによって、時代によって、政治経済環境によって、文化や伝統によって、平和概念や平和価値の具体的な意味は異なるものであり、また、同一のものである必要もない。平和概念や平和価値は本質的に、論争的、政治的、また、イデオロギー的なものである。また、平和問題についても同様なことが言える。安倍政権の言う、「積極的平和主義」はこの好例である。民主主義的平和論や現実主義的平和論などの理論もその例である。「消極的平和」と「積極的平和」についても同様なことが言える。

だが、そのことは、どの平和概念や価値の主張も正しく、妥当なものであることを意味するものではない。平和概念や平和価値は同一のものでなく、多元的なものであるということは、具体的に表面化する形や内容が多面的なものである。具体的な形や意味内容を生み出す、共通の基本的な本源的要件が存在していないことを意味するものでもない。具体的な形や意味内容を持つ平和がAのみならずB、C、D、E……と多面的に存在するが、それらA、B、C、D、E……を生み出す共通の本源的要件Xの産物としての多面的な平和価値や平和像である。すなわち、平和要件を持つ一つの基体が、複数の具体的な顔を持って表出していると考えてよい。したがって、Aが正しい、本物の平和価値で、Bはじめその他の価値は間違った、偽物だ、という単純な選択の問題ではない。一般的には、国家の政策

決定者であれ、研究者であれ、また、普通の人であれ、自己の所有している、あるいは、求めている平和価値や平和観を正当化する傾向がある。また、平和価値や平和概念を狭く定義するか、広く解釈するかの問題にも対処しなければならぬ。なぜならば、平和価値を狭くSと規定すれば、Tやその他の平和価値を排除したり、否定することにつながるからだ。例えば、平和価値を狭く定義して、「戦争不在状態」とすると、社会正義や公正、経済的平等、人権保障、環境保全などを平和価値から排除したり、考慮しないことになる。また、平和価値を広く解釈すると、複数の平和価値のうち、どれが正しく、本物であるのかという、選択の問題が出てきたり、また反対に、多元的価値を単純に並置すれば、それらの平和価値の有機的関連性が不明確となる。本質的な平和価値の意味付けや位置付け不明確なものとなる。

それでは、以上のような問題が存在することを考慮して、平和価値をどのように定義すべきであろうか。また、どのように規定することができるだろうか。⁽⁹⁾ これまで平和とは、「戦争不在状態」あるいは「物理的暴力不在状態」として定義されることが一般であった。平和概念は、平和それ自体の意味内容を定義することなく、平和の対置概念を定義することによって平和概念を定義してきた。戦争、暴力紛争、物理的強制力の衝突、軍事力の行使などといった現象のない状態が平和状態とされてきた。平和状態でない状態は、戦争がある状態とされてきた。「戦争対平和」という概念的枠組みは確かに成り立つように見える。戦争とは、「平和不在状態」を意味することになり、平和それ自体の具体的意味内容は、極めて不透明であるままで、その実像を明確にできない。戦争なり、物理的暴力は具体的な形や意味を持つものの、平和価値はその具象性を欠如しており、具体的に理解することは難しい。それは明らかに、平和価値に具体的な意味付けすることは容易なことではない。実際に、戦争や物理的暴力は、その原因を把握するこ

とは困難であるものの、結果としての戦争を理解することはそれほど難しいことではない。戦争や物理的暴力が発生し、展開し、また、変容し、そしてまた、終焉するなどの現実的な過程をある程度明確に認識し、適切に描くことは可能である。

そうした平和概念や平和価値の定義には問題を内包しているが、「戦争対平和」という狭い対置概念の枠組みの中で、平和概念や価値を定義することには一定の有効性を持つことができた。しかしながら、平和の対置概念である戦争や物理的暴力自体が変容したり、これまでの戦争とは見られない新しい、あるいは、別の事態が生じ、戦争より大きな事態の広がり具体化すれば、すなわち、戦争という事態に収まらない、より大きな事態が展開するようになれば、戦争不在状態としての平和概念や価値も拡大する必要がある。従来の「戦争対平和」の狭い枠組みからより大きな「戦争＋アルファ対平和＋ベータ」、すなわち、「戦争も含めた平和でない状態対戦争不在状態としての平和も含めた平和なる状態」という枠組みの設定が要求されることになる。戦争事態をも含めた平和でない状態を、単により大きな戦争事態と捉えるのではなく、それとは別の事態としての「紛争対平和」という新しい、より大きな枠組みの設定を求めなければならない。この新しい大きな枠組みの中の平和とは、「紛争不在状態」と読み替えることが可能である。この大きな枠組みは、戦争や物理的暴力がなくなったことを意味するのではない。戦争は紛争の一部を構成する事象となったことであって、戦争不在状態としての平和なる状態はより大きな平和なる状態としての一部を構成すること意味する。換言すると、戦争不在のみが平和価値を構成するのではなく、戦争も含めた平和価値の非両立的紛争の不在状態を意味することになる。

そうした「紛争対平和」の枠組みの設定をより有効なものにするためには、紛争、暴力、戦争、敵視、対立などの

「平和ならざる状態」を構成する関連ある概念を再検討することで、それら概念の関連性と異質性とを明らかにする必要がある。そうすることは、複合的な「平和ならざる状態」が構造化している事態が存在していればいるほど、「平和なる状態」の在り方やそれを実現するためにも必要となる。とりわけ「平和ならざる状態」、つまり紛争状態の在り方とその構成条件を解くことなしには、「平和ならざる状態」の統治、解決、変革は困難となり、平和価値の充足、平和構築が不可能なことになるからだ。

紛争が単に暴力や戦争ではなく、平和概念の対置概念であることを明らかにするためには、何よりも明確かつ適切な概念化が試みられるべきだ。「単純な条件で、紛争は二人の間あるいは国家を含めて人びとの集団が、相互に非両立的な行動をとろうとするときに存在する」⁽¹⁰⁾。すなわち、より一般的に言うると、紛争は、その当事者が非両立的な社会的価値あるいはまた、彼らの間で非両立的な目標を追求している状態を意味する。いうまでもなく、紛争は実際には、社会的価値や目標の非両立の状態ばかりではなく、当事主体が所有している、所有していないと思っている、あるいは求めている能力、思想、理想、規範、地位、イデオロギー、イメージをめぐる非両立の状態をも含んでいる。

J・ガルトングは、(A) 紛争態度、(B) 紛争行動、(C) 紛争あるいは矛盾それ自体、などの価値の非両立性の三要素からなる「紛争の三角形」モデルを提示している。⁽¹¹⁾(B)の紛争行動は紛争の具体化(顕在化)であるところから、とりわけ暴力なり戦争といってもよい。また、C・R・ミチエルは同様に、(1) 紛争状態(状況)、(2) 紛争行動、(3) 紛争態度および知覚、の三要素からなる「三角形の紛争構造」モデルを描いている。前者のモデルでJ・ガルトングは、紛争はそれら三つのどこでも始まりうるが、実際は(C) 紛争あるいは矛盾それ自体が他の(A) (B) より紛争を生み出す中心的要素と認めている。だが、そのモデルでは、(A)、(B)、(C) 三要素間の相互関係が不

明確のままであり、(C)の矛盾それ自体や価値の非両立的状态がなせ生じるかの原因あるいは要件が不透明であり、原因と価値の非両立的状态としての結果との関係は明確なものではない。

他方のC・R・ミチエルのモデルの方は、そのモデルを発展させ、紛争状態、紛争行動、紛争態度・知覚の三要素を指摘しながらも、その中に紛争状態、つまり価値や目標の非両立的状态の原因を位置付けている「基本的紛争構造」モデルを提示している。⁽¹²⁾ 紛争の原因的構造が具体的にどのようなものであるのかについて明確にしていけないが、価値・資源(財)の希少性、価値・資源(財)配分の不平等性、価値・アイデンティティ配分の不公平性、そして行動の規則・ルール・制度・秩序・統治などの未成熟性(J・ガルトングの言う不十分性)を挙げることできよう。これらが事実上、価値や財の非両立的状态という紛争状態構造にほかならない。その点を指摘することによって、基本的な紛争状態と具体的な紛争行動との関係が明らかとなる。紛争状態の具体的な形を持ったものが強制や暴力を含む行動であり、紛争行動の一つの表出が戦争なり物理的暴力と等しく、J・ガルトングがいう暴力とは異なるが、暴力と言ひ換えることができる。紛争状態の具体的な一つの顔として暴力を強調することは、平和・安全価値や財の非両立的状态それ自体が暴力を排除し、低減させていくために変革されることに、また、暴力行動(戦争)が不在であることが紛争状態の不在を意味せず、暴力(戦争)不在でも紛争状態は存在していること、さらに、紛争状態が存在するかぎり、常に暴力(戦争)を生み出す可能性があること、などを理解する必要がある。

この場合、当事者間の価値の非両立的状态としての紛争状態の行動が暴力や戦争と捉えることができるならば、平和とは、その明確な行動者間の直接的行動である戦争や物理的暴力の不在という単なる図式を描くだけでは、何らの問題の解決にならない。当事者間の価値の非両立の紛争構造は、単に戦争や物理的暴力行動のみではなく、社会的な

正義、経済的不平等、貧困、飢餓、ジェンダー問題、人権抑圧、環境破壊、差別などという形をとる紛争行動も多く存在する。したがって、後者の主体がだれであるかを特定できない、いわば社会構造から生じる紛争行動の不在も平和価値として捉える必要がある。J・ガルトングは、暴力を「人間が本来受けることができる身体的・精神的条件が、その潜在的可能性以下でしか發揮できないような影響を受けた場合に存在するもの」⁽¹³⁾と定義し、その暴力の不在状態を平和として規定している。彼は、「構造的暴力」を設定することで、平和を戦争不在状態としての「消極的平和」と、構造的暴力の不在状態としての「積極的平和」とを整合的に接合しうるものとして把握しようと試みた。その後、「直接的暴力」と「構造的暴力」に、それら暴力を正当化・助長する「文化的暴力」形態を加えた。したがって、彼は、平和をあらゆる種類の暴力の不在として理解しているといつてよい。「直接的(物理的及び言葉による)暴力、構造的暴力、人間であろうがなかろうが、他の生物の肉体・精神に向けられた文化的暴力のない状態である。より実際的かつダイナミックに平和を概念化すると、平和とは、紛争が創造的かつ非暴力的に転換されうるための前提である」⁽¹⁴⁾。

以上のようなJ・ガルトングの「戦争不在状態」としての「消極的平和」を、また、「構造的暴力不在状態」としての「積極的平和」との暴力概念による枠組みは、極めて適切かつ妥当なものとして認めることができるが、論者は、暴力概念に代わって紛争概念中心の枠組みを提示したい。なぜならば、前にも強調してきたように、暴力概念はむしろ紛争概念の一部であり、平和概念をより大きな枠組みの中で把握できるし、また、暴力はその原因としての紛争の結果であり、暴力それ自体を引き起こす価値の非両立的紛争状態の基本的構造の産物であるし、さらに、そのため暴力の発生を防ぎ、あるいはまた、暴力を低減させるには、その基本的紛争構造を変革する必要性があることが理解されなければならないからである。そのため、当事者間の直接的紛争状態を「直接的紛争」とし、その不在を「消極的

平和」と、また、間接的な紛争状態を「構造的紛争」とし、その不在を「積極的平和」と捉えたい。したがって、平和とは、あらゆる種類の暴力不在状態というよりも、あらゆる種類の紛争の不在状態といったほうが適切であろう。平和とは、紛争の不在を意味しないという、意見もある。B・バートンによれば、なぜならば、紛争は人間関係において本質的なものであるが、紛争は暴力的であるはずはないし、また、普通は暴力的ではないからだとい⁽¹⁵⁾う。しかし、こうした主張はまったく間違っているとはいえないまでも、紛争と暴力を同一視しているからである。いずれにしても、今日のグローバル紛争社会においては、平和の対置概念は、戦争や暴力ではなく、紛争であると理解することである。

3 グローバル紛争社会における日本の平和アイデンティティ

グローバル紛争社会において「紛争対平和」の枠組みを持つ平和問題が支配する中で、日本の平和アイデンティティはどのようなものであるか。日本は実際に、「一國平和主義」が通用しない状況で、平和アイデンティティをもって日本と世界の平和と安全を実現することができるだろうか。しかし、前述のように、その目的とはまったく逆の「戦争しない・できない特別の国」から「戦争する・できる普通の国」への道を選択した。安倍政権は、その選択を「積極的平和主義」という表現を使って、その正当化を図ってきた。日本の平和アイデンティティは事実上の「積極的戦争主義」にはかならない。集団的自衛権の行使容認の解釈改憲は、事実上の憲法違反であり、日本国憲法九条の平和主義を放棄したことを意味する。「戦争する・できる普通の国」としての「積極的戦争主義」という日本の平

和アイデンティティはすでに、二〇一〇年前後に見ることができ。一九七二年では、平和国家日本は伝統的大国や好戦的な国とは異なっており、日本は平和のために国際協力や国際的規範の信望者であった。しかし、二〇〇九年から二〇一二年の間に日中関係が悪化し、中国の脅威を懸念するようになると、日本の安全保障は過激なものになり、平和は抑止を必要とするようになった。⁽¹⁶⁾

そもそも、集団的自衛権行使容認決議を前提にした新安保法制の確立によって、日本の平和と安全を確実なものにすると同時に、世界の平和と安全に貢献することができるだろうか。集団的自衛権の行使容認による日米同盟を強化することで、日本と世界の平和と安全のための抑止力になるのだろうか。しかし、実際には、それは抑止力を維持したり、強化するものではなく、日本や世界にとって、かえってその平和と安全にとって脅威を招き、むしろそれを高めることになる。なぜならば、軍事的抑止戦略（理論）は、一方で、抑止戦略メカニズムそれ自体に、矛盾や問題を内包しており、高いレベルでの軍事力の保有・強化による機能に過度に依存している。また、他方で、軍事力中心の抑止戦略は、非軍事的抑止力の存在や機能、重要性、可能性にもまったく考慮を払っていないばかりか、それを否定している。軍事的抑止力が過度に評価されている。

第一の矛盾は、どの国の政策決定者や軍部も抑止力戦略についてその問題や矛盾点を正確にかつ適切に理解していない点だ。抑止力が正常に機能するための条件は、（１）関係当事国の両者が相互に一定規模の軍事力を所有し、両者の間に大きな格差が存在しないことだ。（２）関係当事国の双方が、軍事力の所有および使用に関して合理的な思考・行動様式をとることが要求されることだ。（３）もし相手側からの侵略や攻撃がある場合には、それぞれが確実に軍事力行使するという信憑性があることだ。（４）当事国の間に抑止メカニズムが作用する過程で、相互に対して無

知や誤解、不信が生じたための回路や仕組みが存在していることや、とりわけ相互の信頼関係が醸成されていることである。

だが、それらの条件は事実上、多くの場合に正機能することが困難であり、逆機能することが一般的である。そもそも抑止戦略は、「戦争を防ぐには、戦争に備えよ」、「戦争は政治の延長である」、「無政府状態の国際社会では、軍事力が大きくものをいう権力闘争が支配する」などの命題を持つ現実主義的考え方を前提としている。それらの命題によって、国際社会は本質的に、不信の体系であり、権力闘争が支配的であり、自国の平和と安全を維持・強化する唯一の方法は軍備を拡大することが必要不可欠である。潜在的に戦争が不可避となるところから、軍事力の保持・拡大と戦争はすべての国の合理的・合法的手段として正当化されている。相手側の軍事的侵略や攻撃を抑止することはたしかに、ある一定の状況の中では、一時的に通用することが可能であるかもしれない。

しかし、現実には、軍事的抑止機能を長期にわたって常態化することは不可能であり、実際にはつねに、どの国の平和や安全を危ういものにし、また、つねに戦争発生の可能性を高めることになる。なぜならば、抑止戦略メカニズムは同時に、「安全保障ジレンマ」というメカニズムも内包しているからにはかならない。すべての国にとって、一定レベルの軍事力を持つことで十分な平和や安全価値を充足させるといふ確信を、相手がある以上持つことは容易ではないことから、より高いレベルの安全保障価値を確保するため、より強いレベルの軍備体制を求めていく。これによって相手国Bは、自己の安全保障価値の維持に不安を増大させることになり、安全感を高めるために、より強いレベルの軍事力の増大を試みることになる。最初のA国はその相手国Bの軍備拡大で、A国は自己の安全保障価値の低下と捉え、その不安感を解消するために、さらなる軍事力の拡大を図っていくことになる。こうして無限の軍拡競争

が展開されることになる。軍事力中心の抑止戦略の矛盾は、軍事的抑止のために不安全を無限に高める道を行って行くことだ。

軍事的抑止力とまったく対照的な非軍事的抑止力は、これまで、ほとんど注目されてこなかった。それはなにも非軍事的抑止力が現実の国際政治の場でほとんど通用しなかったということを意味するものではない。それは日常の国際政治過程で大きく作用していたが、危機の時代でなければ関心が持たれることが少なかったただけだ。実際は、軽視され、無視されたのだ。軍事的抑止力が強く表面化するの実は、非軍事的抑止力が十分に機能しなくなった後であったり、ただそれを意図的に無視したり、軽視したからである。しかし、今日のグローバル危機社会においては、それを事実上無視できなくなっている。軍事的抑止力では何の問題の解決にならないことを次第に学習しつつある。軍事的抑止力では自国の平和や安全を十分に手に入れることが容易でないことを認識するようになりつつある。まして日本の場合、戦後は伝統的に「戦争しない・できない国」として非軍事的抑止力を国是としてきた。完全な形をとらなくても、これまでその実践を積み上げてきた。日本と世界の平和と安全の脅威や危機に、また、戦争の危機に對し有効な抑止力として通用してきたことは明らかである。とりわけ戦後の日本は平和主義憲法を持って「戦争しない・できない国」（非戦・非武装国）としての日本の立場や方針にもしたがって、「平和国家」日本としての道を行ってきた。それまで世界でも例を見ない理想的な絶対的平和主義であった。戦争の極めて特別かつ明確な放棄は歴史上先例がない。平和と主義（ISM）と結合した言葉のあいまい性はたしかに、絶対的平和主義と条件的平和主義との区別は困難なもの、多くの人びとにとって、その意味は重複化し、また、しばしば共存している。しかし、平和主義は単なる抽象的な理想ではなく、公的な国家政策であり、より実践的なものであった。⁽¹⁷⁾ 日本は平和アイデンティティとして

極めて規範的なものであっても、日本の、国民・平和主義的な行動様式に対する自己抑止力として作用するばかりか、相手国が日本を侵略したり、武力攻撃の脅威を抑止する機能として作用するようになったことは否定できない。日本の憲法九条の存在が、あるいは、平和主義規範が実際に抑止力となつて今日まで戦争しなかつたことは無視することはできない。また、その規範に具体的な意味付けを可能にする、外交、実践、経済的相互依存関係の強化、国民・市民の世論、社会運動、また、国際機関や法制度が具体的な非軍事的な抑止力として作用してきた。だが、非軍事的抑止力が事実上、軍事的抑止力より以上に大きく作用することは珍しいことではない。なぜならば、軍事的抑止力の実践は、極めて大きなリスクとコストを伴うことが多く、また、軍事的抑止戦略が失敗したり、大きな困難が予想できる場合には、それを回避して、非軍事的抑止力を選択することは、むしろ一般的傾向であるからだ。

日本の絶対平和主義という規範は単に存在することで、また、単に主張することで、現実的な平和と安全のための抑止力として、十分に通用すると思えるべきではない。それが単なる理想として、あるいは、規範として終わることなく、具体的な、実践的な非軍事的抑止力として作用するには多面的な外交的努力や、反戦反核のための平和運動、国内・世界世論、経済的相互依存関係の強化、戦争の抑止力となるような有効な条件の形成、そしてまた、政治的信頼関係の醸成などの諸条件を展開していくことが必要かつ重要である。日本の平和主義が非現実主義と批判されたのは、そうした努力をしてこなかつたことが問題であつて、規範を持たなかつたことではない。

4 地球公共財としての平和価値と日本の課題

グローバル・レベルで平和や安全価値の非両立的な紛争状態が支配するグローバル社会において日本と世界の平和と安全を実現するには、日本は「戦争しない・できない国」である「平和国家」としての道を選択しなければならぬ。それにもかかわらず、現政権の選択した「戦争する・できる国」としての「積極的平和主義」を志向することは事実上、「積極的戦争主義」を求めらることを意味し、日本と世界の平和と安全の実現に貢献するどころか、平和の破壊者となりうる。日本は現実的に、平和や安全価値を充足していく場合には、日本にとっての平和を単に充足するのではなく、グローバル紛争社会にとっての平和や安全価値の非両立的紛争状態を統治、解決、変革していく志向性を常に持つ必要性がある。そうでない限り、日本自体の平和や安全価値を実現することはできない。

そのことは、戦争や暴力紛争が生じていない現状としての平和を、平和価値の基本的非両立的紛争状態を何ら変えることなく、ただ一時的に軍事的抑止力を高めることによって戦争を抑えることができても、限界がある。ただ戦争の起こる潜在性を高めていくだけだ。現状維持志向平和を求めめるのではなく、現状変革志向平和を構築していくためには、平和価値を地球公共財化すること、つまりすべての人びとや国々が自由に平和財に接近し、平和財を享受することができるようにしなければならない。

そもそも公共財とは、公共性の高い財を意味するがその財の在り方は、競争性―非競争性と排除性―非排除性という二本の基軸によって規定される。競争性と排除性の高い私有財は公共性が低く、反対に、非競争性と非排除性が高い

い財は公共性が高いと見てよい。交通信号や灯台のように、公共財とは、いくら消費しても減ることのない財、また、だれもが自由に使用できる財が、公共財である。地球公共財としての平和財とは、どのような内容を持つものだろうか。第一の、平和財の特性は、個や部分にとつての平和価値よりも集団や全体にとつてのそれを優先する、という意味での全体性である。これは、全体の平和価値がそれとの上下の関係で対立するのではなく、前者の平和価値の中に後者のそれを位置付けていることであり、対立ではなく、両立していることを意味する。

第二の条件として、平和財は個や部分のそれらに共通する平和価値を優先するという共通性を意味する。

第三のそれは、平和財への接近が自由であり、閉鎖されていないこともなく、排除されてもいないという開放性を意味している。

第四に、平和財は、すべての個が求め、アクセスする平和価値内容は単一の、現状維持的なものでもなく、それぞれの個がその平和財の在り方に正当性を認めることができるような公正性を意味する。

第五の平和財の在り方は、これまでみてきたような平和財の全体性、共通性、開放性(平等性)、公正性などが現時点での特定の主体者のみに通用するのではなく、未来の主体にも通用できるような普遍性を意味する。

このように、平和財は、これまでの平和価値の在り方が、一部の人がびとや国によって独占されていたり、特別な主体だけが享受するものではなく、すべての存在が自由に平和財に接近し、享受することができる平和財の在り方にはかならない。そうした意味内容を持つ平和財は、関係当事者間の平和価値の非対称的紛争状態から、平和価値の両立的状态への変革した価値の在り方という意味で、現状維持志向平和財ではなく、現状変革志向平和財にほかならない。⁽¹⁸⁾

日本にとって重要な課題は、そうした現状変革志向平和像、つまり現状変革志向平和主義アイデンティティを単なる理想あるいは規範としてただ持っているだけでなく、日本は、「戦争しない・できない国」として、外交や世論をはじめとする非軍事的方法で抑止的勢力を強化していかねばならない。その意味で、日本は単なる「戦争しない・できない国」としてよりも、「平和を創る国」として、あるいは、「現状変革志向平和国家」として捉えることができる。

- (1) 星野昭吉『世界政治と地球公共財―地球の規模の問題群と現状変革志向地球公共財―』同文館出版、二〇〇八年、一五―一九ページ参照。
- (2) Beck, Ulrich, "Living in the World Risk Society," *Economy and Society*, Vol. 35, No. 2 (2006), p. 330.
- (3) Corry, Olaf "Securisation and 'Riskification': Second-order Security and the Politics of Climate Change," *Millennium*, Vol. 42, No. 2 (2012), pp. 235–58.
- (4) Mitchell, Andra, "Only human?: A worldly approach to security," *Security Dialogue*, Vol. 45, No.1 (2014), pp. 5–6.
- (5) Massey, D., *World City* (Cambridge: Polity, 2007), p. 8.
- (6) Richard, Oliver P., "Dilemmas of a hybrid peace," *Cooperation*, Vol. 50, No. 1 (2015), pp. 50–68.
- (7) Mansbach, Richard W., *The Global Puzzle: Issues and Actors in World Politics*, 3rd ed (Boston: Houghton Mifflin, 2000), p. 263.
- (8) Cheeseman, Graeme, "Military Force (s) and In/security," in Booth, Ken, ed., *Critical Security Studies and World Politics* (Boulder: Lynne Rienner, 2005), p. 73.
- (9) 星野昭吉『グローバル社会の平和学』同文館出版、二〇〇五年、三〇―四七ページ参照。
- (10) Galtung, Johan, "Peace Thinking," in Lepawsky, Albert, Edward H. Buehning and Harold D. Lasswell, eds., *The Search for world Order* (New York: Applenton-Century-Craft, 1971), p. 123.
- (11) Galtung, Johan, *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization* (London: Sage, 1996), pp.

- (12) See Mitchell, C. R., “*The Structure of International Conflict*”, (New York: St. Martin’s Press, 1981), pp. 15-68.
- (13) Galtung, Johan, “Violence, Peace and Peace Research,” *Journal of Peace Research*, Vol. 6, No. 3 (1969), p. 168.
- (14) ヨハン・ガルトンク (木戸衛一・藤田明史・小林公司訳) 『ガルトンクの平和理論』法律文化社、二〇〇六年、一七八―八八ページ。
- (15) Cortright, David, *Peace: A History of Movements and Ideas* (New York: Cambridge University Press, 2008), pp. 7-8.
- (16) See Hagström, Linus and Ulv Hanssen, “War is peace: The rearticulation of ‘peace’ in Japan’s China discourse” *Review of International Studies*, Vol. 42 (2016), pp. 266-86.
- (17) Cortright, David, *op. cit.*, pp. 8-12.
- (18) 星野昭吉 『世界政治と地球公共財』一八七―八八ページ。

(獨協大学名誉教授)